

論点検討資料（連携と協力，条例の見直し等）（案）

【条例素案（たたき台）】

（国および他の地方公共団体との連携および協力）

第〇条 市は，国および他の地方公共団体と連携を図り，共通する課題を解決するため協力するよう努めなければならない。

（条例の検証および見直し）

第〇条 市は，4年を超えない期間ごとに，この条例の趣旨に照らし，自治の推進状況について検証し，必要があると認められるときは，見直しを行う等の措置を講ずるものとする。

## 【市民委員会の提言】

### 6 連携と協力，改正等

- 国や他の地方公共団体との協力

・行政は，共通する課題の解決を図るため，他の地方公共団体・国等と連携，協力を努めます。

- 本条例の進捗管理

・行政は，自治基本条例に基づく，自治の進捗状況について，市民側からのチェック機能が働く委員会を設置します。

- 改正・見直し

・行政は，施行後4年を超えない期間ごとに，社会情勢の変化などに対応して，本条例を見直します。

## 【論 点】

### 1 国や他の地方公共団体との協力

### 2 条例の検証および見直し

進捗管理の意味も含め「検証および見直し」と規定する。

連携と協力，改正等（全国23自治体の自治基本条例等との比較）

		川崎市	静岡市	札幌市	新潟市	豊田市	大和市	太田市	平塚市	三鷹市	帯広市	さぬき市	善通寺市	丸亀市	四日市市	吹田市	豊中市	伊賀市	名張市	岐阜市	上越市	石狩市	花巻市	二七町	小計	
改正・見直し	改正期限			○	○			○			○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	14	
	諮問機関(推進審議会・検討委員会等)	○	○		○			○					○	○		○					○					8
	住民の参加・意見の反映			○				○			○			○		○	○	○	○		○		○			10

注) ○は該当

【条文比較表（国や他の地方公共団体との連携）】

	札幌市自治基本条例 (H19. 4. 1施行)	苫小牧市自治基本条例 (H19. 4. 1施行)	静岡市自治基本条例 (H17. 4. 1施行)	三鷹市自治基本条例 (H19. 4. 1施行)	高知市 市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例 (H18. 4. 1施行)	宝塚市まちづくり基本条例 (H14. 4. 1施行)
国や他の地方公共団体との協力	<p>(他の自治体等との連携・協力)</p> <p>第30条 市は、他の自治体と共通するまちづくりの課題について、関係する自治体との連携を図り、その解決に努めるものとする。</p> <p>2 市は、まちづくりの課題について、必要に応じ、北海道、国等と連携・協力するとともに、関係する制度の整備等の提案を行うものとする。</p> <p>3 市は、海外の自治体、組織等との連携・協力を深めるとともに、得られた情報や知恵を札幌のまちづくりに生かすものとする。</p>	<p>(他の市町村等との連携協力)</p> <p>第27条 市は、共通する課題の解決を図るため、他の市町村と相互に連携を図りながら協力するものとする。</p> <p>2 市は、政策を実施するため必要があるときは、国及び北海道との役割分担を踏まえ、国及び北海道に対して適切な措置を講じるよう提案するとともに、相互に連携を図りながら協力するものとする。</p>	<p>(国及び他の地方公共団体との関係)</p> <p>第16条 市は、まちづくりに関する国及び静岡県の政策又は施策に対して、積極的に意見、要望等を述べるよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、まちづくりを推進するため、国及び他の地方公共団体と相互に連携し、協力するよう努めなければならない。</p>	<p>(国、東京都等との政府間関係)</p> <p>第36条 市は、基礎自治体である市町村優先の原則に基づき、国、東京都等（以下「国等」という。）との適切な政府間関係の確立が図られるよう、国等に対し制度、政策等の改善に向けた取組を積極的に行うとともに、関係団体、市民及び事業者等と連携協力し、自治基盤の強化に努めなければならない。</p> <p>(他の自治体等との連携)</p> <p>第37条 市は、他の自治体等と連携して、行政サービス、施設の相互利用、共通する課題への広域的対応等を行うことにより、市民サービスの向上を図り、効果的かつ効率的な市政運営を行わなければならない。</p>	<p>市民等及び市は、相互に連携するとともに、国・県等の行政機関及び教育機関その他関係機関とも連携してまちづくりを進めるよう努めるものとする。</p>	<p>(他の地方公共団体等との連携)</p> <p>第13条 市は、共通する課題の解決を図るため、関係する地方公共団体等との連携及び協力を努めるものとする。</p>

【条文比較表（改正・見直し）】

	太田市まちづくり基本条例 (H18. 4. 1施行)	伊賀市自治基本条例 (H16. 12. 24施行)	静岡市自治基本条例 (H17. 4. 1施行)	善通寺市自治基本条例 (H17. 10. 1施行)	さぬき市まちづくり基本条例 (H17. 4. 1施行)	札幌市自治基本条例 (H19. 4. 1施行)
改正・見直し	<p>第37条 市は、社会経済情勢などの変化があった場合は、市民の意見を踏まえ、条例を見直し、速やかに必要な措置を講じます。</p> <p>2 市は、この条例施行後4年を超えない期間ごとに、市民主体の検討組織を設け、この条例が太田市にふさわしいものであり続けているかどうかを含め、この条例の諸制度について検討し、速やかに必要な措置を講じます。</p>	<p>(この条例の検討及び見直し)</p> <p>第58条 市は、この条例の施行後4年以内に施行状況を勘案し、検討の上、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>(この条例の見直し)</p> <p>第28条 市長は、この条例の見直しに当たっては、推進審議会に諮問しなければならない。</p>	<p>(見直し)</p> <p>第26条 市及び市議会は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が善通寺市にふさわしいものであるかどうかを検討しなければならない。</p>	<p>(条例の検証等)</p> <p>第17条 市は、この条例の趣旨に照らし、条例施行後4年ごとに検証し、必要があると認められるときは、見直しを行う等の措置を講ずるものとする。ただし、著しい社会情勢の変化があった場合は、この限りでない。</p>	<p>(この条例の見直し)</p> <p>第32条 市は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。</p>